企業立地優遇制度のご案内

制度名称	藤枝市企業立地促進事業費補助金			
対象施設	工場(製造業、植物工場)、研究所、流通加工用設備等設置の物流施設 工場等の設置に伴う			
対象地域	・ 工未守用吧以、工未吧以、华工未吧以			
	・市などが造成する工業団地			
	・企業立地推進ビジョンの適地と考えるエリア 最大4億円補助			
補助内容	用地取得費、新規雇用に要する経費			
補助率等	用地取得費補助率 5~40%			
	市内在住の新規雇用従業員 人数×100万円(パートは1/2) — 限度額1~4億円			
	市外在住の新規雇用従業員 人数×50万円(パートは1/2)			
対象条件	○工場、物流施設			
	・1,000㎡以上の用地取得 ・対象施設の従業員数10人以上			
	・設備投資額1億円以上・・流通加工用設備等の設置(物流施設に限る)			
	・市内雇用増1人以上、または0人以上1人未満かつ生産性向上10%以上			
	○研究所			
	・研究施設面積200㎡以上 ・対象施設の研究員5人以上			
	·市内雇用増1人以上			
	〇共通項目			
	・交付年度の翌年度から3年間の雇用維持が必要			
	・用地取得後3年以内の業務開始(未造成地は5年以内)			
制度適用	過去に補助金交付を受けた企業等が行う工場等の新設又は増設の場合にあっては、設備投資額			
	5億円以上(研究所は1億円以上)			
補助主体	藤枝市 企業立地戦略課 TEL054-643-3244			
※対象施設、対象地域、設備投資額、用地の取得面積・状態、雇用数等により、限度額・補助率が異なります。				

制度名称	静岡県新規産業立地事業費補助金			
対象施設	工場(製造業、植物工場)、研究所、流通加工用設備等設置の物流施設 工場等の新増設に			
対象地域	- PD 全域			
補助内容	建物建設費及び機械設備購入費のうち、生産・研究・流通加工等に係る経費 (株分割)			
補助率等	成長分野の工場、研究所 補助率 10% 限度額 10億円 最大10億円補助			
	その他の工場、物流施設 補助率 7% 限度額 7億円			
対象条件	〇工場 · 設備投資額5億円以上			
	・県内雇用増1人以上、または0人以上1人未満かつ生産性向上10%以上			
	〇物流施設·設備投資額5億円以上			
	・県内雇用増1人以上、または0人以上1人未満かつ生産性向上10%以上			
	・流通加工用設備等の設置			
	〇研究所·設備投資額1億円以上			
	·県内雇用増1人以上			
	・対象施設の研究員5人以上、研究施設面積200㎡以上			
	〇共通項目・交付年度の翌年度から3年間の雇用維持が必要			
	・用地取得日から3年以内の業務開始(未造成は5年以内、自社有地は2年以内)			
補助主体	静岡県 企業立地推進課 TEL054-221-3262			

制度名称	藤枝市設備投資等奨励金	
対象施設	工場(製造業、植物工場)、研究所、流通加工用設備等設置の物流施設	建物及び償却資産に
補助内容	建物及び償却資産に係る固定資産税相当額(上限2,000万円)	係る税相当額を
対象条件	・「藤枝市企業立地促進事業費補助金」の対象となった事業	
	・上記補助金の業務開始日の属する月末から、雇用者数が減少しないこと	最大0.2億円補助
制度適用	1企業につき原則1回限り	
補助主体	藤枝市 企業立地戦略課 TEL054-643-3244	